

内閣参質一一二第四四号

令和五年十一月二十四日

内閣總理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員齊藤健一郎君提出自動運転に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員齊藤健一郎君提出自動運転に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「自動運転車両が引き起こした障害」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、海外において発生した御指摘の「自動運転車両」に係る事故等については、政府として網羅的に把握していないが、委託調査や在外公館による調査等により、情報収集に取り組んでいる。

二について

御指摘の「自動運転車両が瞬時に機械認識できる専用標識」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、自動運転車（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第七十一条の四の二第一項の規定により、自動運行装置（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条第一項第二十号に掲げる自動運行装置をいう。）を備えている自動車をいう。以下同じ。）を製造する企業やその業界団体から、道路の工事等による道路状況の変化を自動運転車が認識するための専用の標識を整備して欲しい旨の要望は、現時点においては受けていない。いずれにせよ、政府としては、自動運転の社会実装に向け、引き続き、必要な対応を行ってまいりたい。

三について

御指摘の「国際規格となるような自動運転向けインフラの設計」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、自動運転に係るインフラの技術的な基準については、政府としては、国際標準化の観点も含めて、自動運転車を製造する企業やその業界団体とも連携しながら、その策定等に取り組んでまいりたい。